

ASBJ、中間と四半期の会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を公表

Point 1

何に関する会計基準？

中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等を統合した「**期中財務諸表に関する会計基準**」等です。

上場会社および財務諸表利用者から、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことを踏まえたものです。

Point 2

どのような内容？

基本的に、従来の**中間財務諸表**と**四半期財務諸表**に関する取扱いを**引き継ぎ**ます。

ただし、企業の**報告の頻度**（年次、半期、または四半期）によって、**年次の経営成績の測定が左右されてはならない**とする原則を採用し、期中財務諸表の有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げ方法については、**期中洗替え法**を原則とします。

Point 3

いつから適用される？

2026年4月1日以後開始する年度の**最初の期中会計期間**からの適用とし、早期適用は定められていません。

適用初年度において遡及適用は要求せず、最初の期中会計期間から**将来にわたって適用**することが求められます。



ここに注目！

2023年改正金融商品取引法に基づく**第一種中間財務諸表**と、金融商品取引所の定める規則に基づく**四半期財務諸表（第1・第3四半期）の両方に適用**される会計基準等が公表されました。

有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げ方法について、所定の場合に例外的に期中切放し法の継続適用が認められます。

2023年改正金融商品取引法に基づく**第二種中間（連結）財務諸表**は、「**中間連結財務諸表等の作成基準**」の適用対象であることが明確化されています。